

平成20年度舟橋村人事行政の運営等の状況

舟橋村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年舟橋村条例第1号）第6条の規定に基づき、平成20年度における舟橋村人事行政の運営等の状況について、次のように公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
18年度	人 2,941	千円 1,331,662	千円 117,941	千円 221,742	% 16.7	% 18.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

(単位:人、千円)

区分	職員数 A	給 与 費			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
20年度	29	77,973	6,675	31,138	115,786	3,993

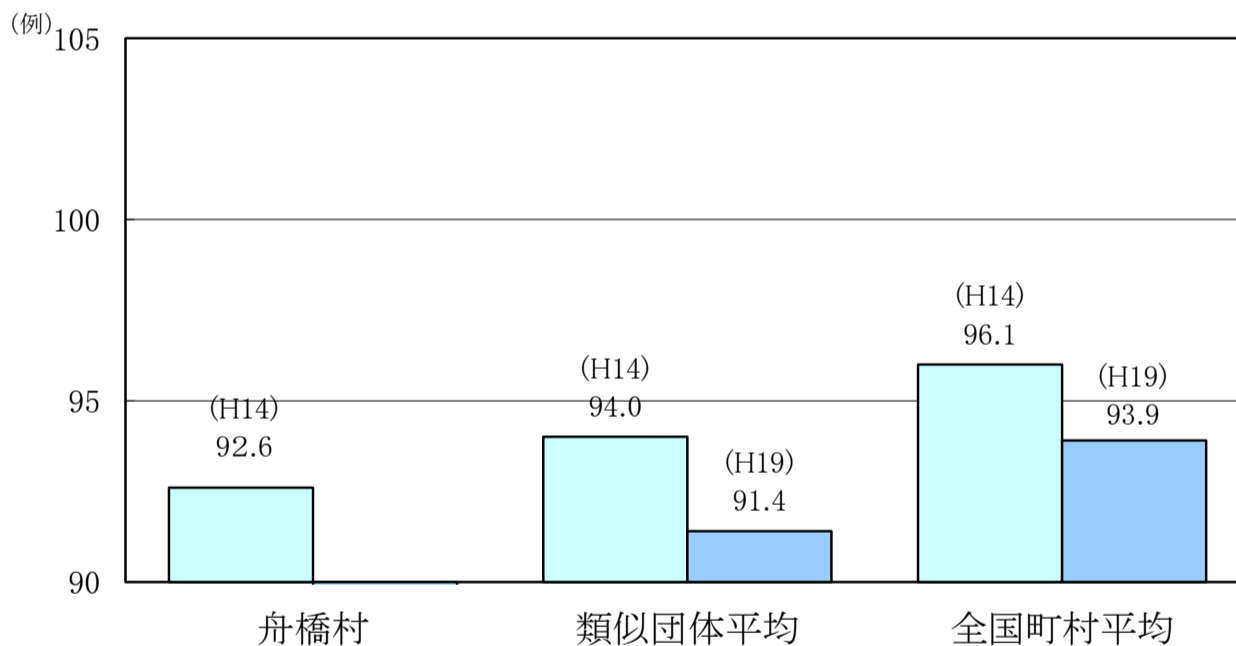
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 特記事項

現給補償を行っています。

(現給補償：H19.4.1の給料の切替えに伴い、切替後の給料がH19.3.31に受けていた給料に満たない場合、その差額を支給（補償）することをいいます。)

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（20年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
舟橋村	38.8 歳	272,400 円	298,600 円
国	41.1 歳	325,113 円	387,506 円
類似団体	43.3 歳	311,723 円	352,683 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
舟橋村	45.9 歳	183,400 円	183,400 円
国	48.9 歳	284,679 円	320,623 円
類似団体	49.7 歳	258,876 円	282,952 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（20年4月1日現在）

区分		舟橋村		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	159,700 円	176,800 円	170,200 円	178,600 円
	高校卒	138,400 円	148,000 円	138,400 円	144,100 円
技能労務職	高校卒	131,500 円	140,300 円	—	—
	中学卒	123,900 円	131,500 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（20年4月1日現在）

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	238,000 円	336,100 円	361,400 円
	高校卒	円	円	円
技能労務職	高校卒	円	円	165,700 円
	中学卒	円	円	円

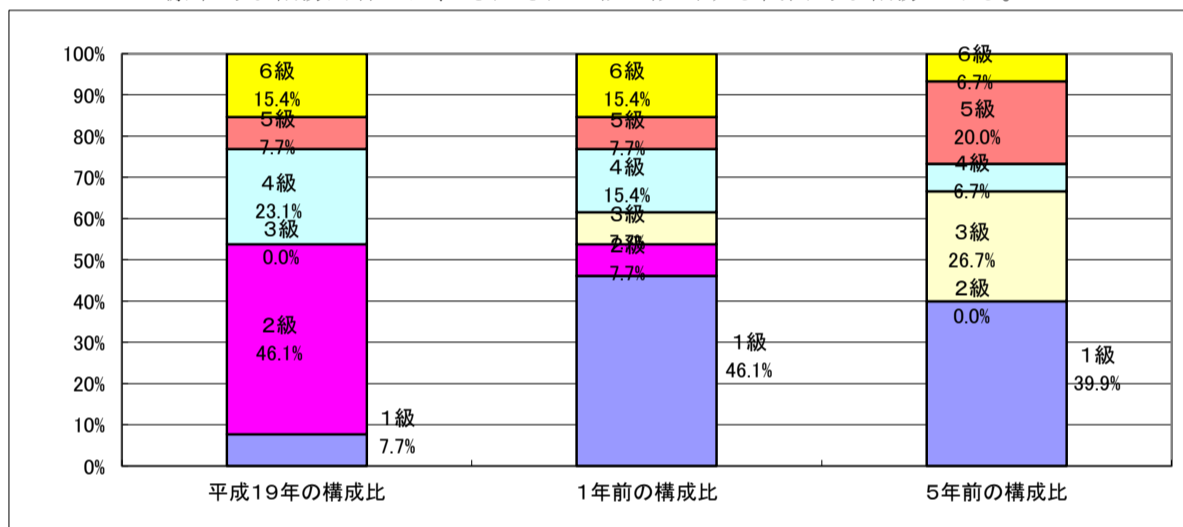
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長	2人	15.4%
5級	課長補佐、主幹	1人	7.7%
4級	係長、課長補佐	3人	23.1%
3級	主査、係長	0人	0.0%
2級	主事、主任	8人	46.2%
1級	主事	1人	7.7%

(注) 1 舟橋村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
20年度	職 員 数 A	人 28
	普通昇給機関(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人
	比 率 B/A	%
19年度	職 員 数 A	人 29
	普通昇給機関(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人
	比 率 B/A	%

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

舟 橋 村		国	
1人当たり平均支給額(19年度)		-	
1,182 千円			
(19年度支給割合)		(19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.5 月分	3.0 月分	1.5 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (20年4月1日現在)

舟 橋 村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	4,750 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給実績(19年度決算)	118 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	23,600 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	17.8 %		
手当の種類(手当数)	1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
保育業務手当	保育士	保育業務	月額2,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	1,889 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	65 千円
支給実績(18年度決算)	638 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	22 千円

(5) その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外 ①2人まで、それぞれ6,500円(そのうち1人については、職員に配偶者がいない場合は11,000円、扶養親族でない配偶者がいる場合は、6,500円) ② ①以外 1人につき5,500円 ③満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	ほぼ同じ。	(1)配偶者 村と同じ (2)配偶者以外 ② ①以外 1人につき5,000円
	支給実績(19年度決算) 1,156 千円		
	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算) 223,000 円		
住居手当	(1)借家等 ①家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額 27,000円) (2)自宅 3,200円	ほぼ同じ。	(1)借家等 ①村と同じ ②村と同じ (2)自宅 2,500円(新築・購入後5年間に限る)
	支給実績(19年度決算) 549 千円		
	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算) 92,000 円		
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当り 55,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,600円から35,000円	ほぼ同じ。	(1)交通機関利用職員 村と同じ (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円から24,500円
	支給実績(19年度決算) 876 千円		
	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算) 63,000 円		
管理職手当	(1)行政職6級の課長級 50,000円 (2)行政職5級の課長級 36,000円 (3)行政職5級の主幹級 28,000円 *給料月額に上記率を乗じた金額が、支給されます。		
	支給実績(19年度決算) 1,536 千円		
	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算) 512,000 円		

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
寒冷地手当	○世帯主である職員 (1) 扶養3人以上 97,800円/年 (2) 扶養1・2人 81,500円/年 (3) 扶養なし 49,100円/年 ○その他の職員 34,000円/年 * 上記金額を、11月から3月までの間分割して支給します。 【経過措置】 H18 上記金額から△40,000円/年 H19 上記金額から△70,000円/年 H20 廃止。	同じ。	
	支給実績(19年度決算) 90 千円		
	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算) 18,000 円		

5 特別職の報酬等の状況（20年4月1日現在）

区分	給料	料	月	額等	
				(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	市区町村長	650,000	円	円/	円
	副村長	524,000	円	円/	円
報酬	議長	200,000	円	円/	円
	副議長	170,000	円	円/	円
	議員	150,000	円	円/	円
期末手当	市区町村長	(19年度支給割合)			
	副村長	3.3	月分		
退職手当	市区町村長	(算定方式)		(支給時期)	
	副村長	給料×500/100×在職年数		○任期满了ごとに支給	
		給料×250/100×在職年数		○任期满了ごとに支給	

(注) 1 類似団体における最高/最低額は、平成18年4月1日現在です。

6 職員数の状況

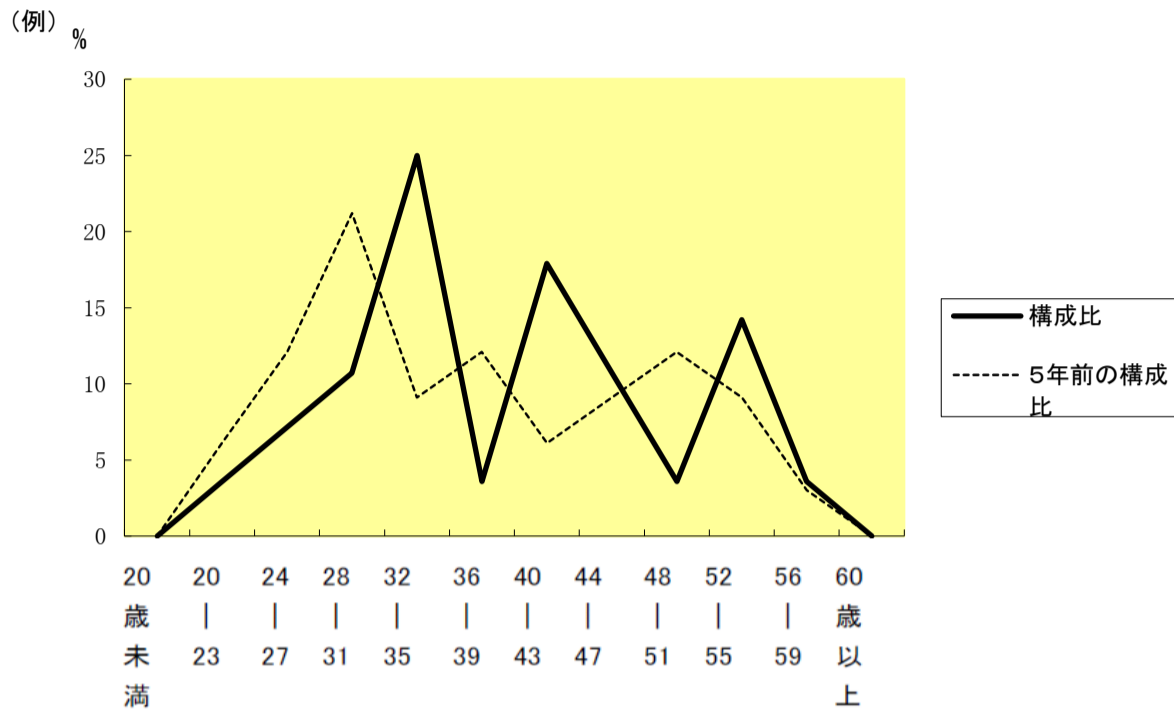
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成19年	平成20年		
一 般 行 政 部 門	福祉を除く	10	12	2	職員派遣に伴う増 退職者不補充
	福祉関係	13	12	△1	
	小 計	23	24	1	
特 別 行 政 部 門	教育	6	4	△2	退職者不補充
	小 計	6	4	△2	
公 営 企 業 計 等 部 門					
	小 計				
合 計		29	28	△1	
		[]	[]	[]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（20年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	1人	2人	3人	7人	1人	5人	3人	1人	4人	1人	人	28人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	△2人、△6.2%

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

平成17年度からの6年間で、2名の削減を目標としている。

③ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	18年～21年計	(参考)数値目標
		計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目		
一般行政	減員		2	1		1	4	
	増員				1	1	2	
	差引		△2	△1	1	0	△2(100%)	△2
	職員数	26	24	23	24	24	24	24

- (注) 1 計画期間は、18年～21年の4年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

(参考)

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	18年～21年	(参考)
		計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	計	数値目標
特別行政	減員				2		2	
	増員							
	差引				△2		△2(200%)	△1
	職員数	6	6	6	4	4	4	5
公営企業 等 会 計	減員							
	増員							
	差引						(%)	
	職員数							
計	減員		2	1	2		5	
	増員				1		1	
	差引		△2	△1	△1	0	△4(133%)	△3
	職員数	32	30	29	28	28	29	29

7 公営企業職員の状況

本村は、普通会計職員が、公営企業職員を兼務しているため、該当項目がありません。

8 技能労務職員の給与等の見直しに向けた取り組み方針

技能労務職員が行う業務については、今後も退職不補充とし、臨時職員対応を基本とします。

また、平成23年度以降は、人事評価性を導入し、給与面についても適正化に努めます。